

注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法は、「金融商品に係る会計基準(企業会計審議会 平成11年1月22日)」に基づき、有価証券の保有区分毎につきのとおり行っています。

- (1) 売買目的の有価証券: 該当ありません
 - (2) 満期保有の債券: 償却原価法(移動平均法による定額法)
 - (3) 子会社株式等: 該当ありません
 - (4) その他の有価証券: 期末日の市場価格等に基づく時価法。(評価差額は全部資本直入法により処理し、取得原価は取得価額によっています。)
- 前項に関わらず市場価格のないものは、取得原価または償却原価による原価法。

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品: 売価還元法による原価法
- (2) 販売品: 時価法による最終仕入原価法
- (3) 哺育育成牛: 生産原価法による原価法
- (4) 貯蔵品: 時価法による最終仕入原価法

3) 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

平成19年4月1日以降取得資産

法人税法に定める定率法。

但し、建物(建物附属設備は除く。)は法人税法に定める定額法。

平成19年3月31日以前取得資産

法人税法に定める旧定率法。但し、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物(建物附属設備は除く。)は法人税法に定める旧定額法。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

- (2) 法人税法に定める定額法(平成19年3月31日以前取得資産は、旧定額法)。

4) 繰延資産の処理方法 …… 該当はありません

5) 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権、及び法的に経営破たん(注)の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、法人税法の規定による限度額(法定繰入率)により引き当てています。

なお、全ての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、将来の退職給付債務見込み額のうち当期までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日)により簡便法を採用しています。

(3)役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に充てるため役員退職慰労金支給規程に基づく引当基準額を計上しております。

(4)外部出資等損失引当金

当組合の子会社・関連会社及びその他の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の考え方により、株式以外のものについては貸出等債権と同様の考え方により、資産価値の毀損の危険性の度合いに応じて必要と認められる額を計上しております。

6)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7)消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

8)記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」、期末残高無しの科目については「-」で表示しております。

2 会計方針の変更に関する注記

1)会計方針の変更

(1)減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得資産の減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更により減価償却費が2,178千円増加し、税引前当期純利益が2,178千円減少しております。

また、法人税法の改正を適用し、平成19年3月31日以前取得資産償却可能限度額まで償却したものについては償却終了した年度の翌年度から残存価額を5年間で均等償却することとしております。

2)記載方法の変更

(1)役員退任慰労引当金に係る表示方法の変更

農協法施行規則の改正(平成20年3月28日農林水産省令第17号)により、「役員退任慰労引当金」は「役員退職慰労引当金」と表示を変更しております。

3 貸借対照表に関する注記

1)リース取引により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用自動車20台、第4次拡充システム機器一式(財務管理システム端末)、JASTEM端末一式(信用事業端末)、ATM一式、ホクレン計根別給油所計量機一式、ホクレン計根別給油所スプレー洗車機一式については、リース契約により使用しております。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 車両機械装置 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----|-----------|
| 取得価格相当額 | 288,034千円 | 0千円 | 288,034千円 |
| 減価償却累計相当額 | 176,977千円 | 0千円 | 176,977千円 |
| 期末残高相当額 | 111,057千円 | 0千円 | 111,057千円 |

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

| 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|----------|----------|-----------|
| 50,873千円 | 60,183千円 | 111,057千円 |

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3)当期の支払リース料、減価償却費相当額

| 支払リース料 | 減価償却費相当額 |
|----------|----------|
| 50,873千円 | 50,873千円 |

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2)担保されている資産は該当ありません。

3)役員に対する金銭債権・債務の総額

(1)理事および監事に対する金銭債権の総額 …… 0千円

(2)理事および監事に対する金銭債務の総額 …… 0千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

4)貸出金に含まれるリスク管理債権はありません。

4 損益計算書に関する注記

1)減損損失の状況

(1)グルーピングの概要

当組合は保有する資産の中で、管理会計の単位としている区分から事業利益が把握可能な施設単位を基本にグルーピングを行い、賃貸用資産および遊休資産については施設単位でグルーピングしております。

また、本所事務所、育成センターについては、JA全体の共用資産としております。

(2)当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

| 場所 | 用途 | 種類 | 備考 |
|-----------|-------|---------------------------|----|
| Aコープけねべつ店 | 営業用店舗 | 土地・建物 車両機械装置 工具器具備品 | |

(3)減損損失の認識に至った経緯

Aコープけねべつ店については、営業収支がいずれも2期連続マイナスであると同時に、短期的には業績の回復が見込まれないことから、当該店舗に属する各資産帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識し、18,588千円を特別損失に計上しました。

(4)減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

| 場 所 | 土 地 | 建 物 | その他 | 合 計 |
|-----------|---------|----------|-------|----------|
| Aコープけねべつ店 | 3,482千円 | 14,514千円 | 590千円 | 18,588千円 |

(5)回収可能額に関する事項

なお、減損損失を認識したAコープけねべつ店における回収可能額は正味売却可能額で算定しており、土地については固定資産税評価額を、償却資産については税務上の法定耐用年数に基づく償却可能限度額を正味売却価額としております。

5 有価証券に関する注記

金融商品会計基準に基づき、有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれています。

1)有価証券の時価、評価差額に関する事項

(1)売買目的有価証券:該当ありません

(2)満期保有目的の債権で時価のあるもの

| | B/S計上額 | 時価 | 評価差額金 | うち益 | うち損 |
|----|---------|---------|-------|-------|-----|
| 国債 | 5,009千円 | 5,172千円 | 163千円 | 163千円 | 0千円 |

(3)其他有価証券

其他有価証券のうち貸借対照表計上額はつぎのとおりで、評価差額104千円から繰延税金負債32千円を差し引いた額71千円を「其他有価証券評価差額金」として計上しています。

| | 取得価格 | 時価 | 評価差額 | うち益 | うち損 |
|------|------|-------|-------|-------|-----|
| 雪印種苗 | 55千円 | 159千円 | 104千円 | 104千円 | 0千円 |

(注)上記(1)から(3)の有価証券の期末評価に係る時価はつぎのとおりです。

上場有価証券 … 東京証券取引所等の最終価格

店頭売買有価証券 … 日本証券業協会が公表する売買価格等

非上場有価証券の時価または時価相当額の算定は、日本証券業協会が発表する公社債店頭基準気配銘柄の利回り、残存償還期間等にもとづいて算定した

(4)当期中に売却した其他有価証券

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|------|-------|-------|-----|
| 雪印種苗 | 572千円 | 572千円 | 0千円 |

(5)満期がある債券の内容

満期保有目的債券の期間毎の償還予定額は、つぎのとおりです。

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----|------|---------|----------|------|
| 国債 | 0千円 | 2,007千円 | 3,001千円 | 0千円 |

6 退職給付に関する注記

1)採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国役職員共済会との契約に基づく「A退職金給付制度、及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく適格退職年金制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会))に基づき簡便法により行っております。

2)退職給付債務に関する事項

| | |
|------------------|-----------|
| 退職給付債務の額 | 257,997千円 |
| 年金資産の額(適格退職年金制度) | 138,422千円 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 0千円 |
| 退職給付引当金の額(- -) | 119,574千円 |

3) 退職給付費用に関する事項

| | |
|-----------------|---------|
| 勤務費用の額 | 3,101千円 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 0千円 |
| 割増退職金等 | 0千円 |
| 退職給付費用合計(+ +) | 3,101千円 |

4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

退職給付見込額については、発生給付評価方法に基づき、勤務年数による期間按分方法を採用しています。

会計基準変更時差異はありません。

退職給付債務の額は、全国役職員共済会の退職給付金112,861千円を控除して表示しております。

5) 農林年金が支給する特例年金給付等の業務に要する費用に充てる為に拠出する特例業務負担金

農林年金が支給する特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当組合が平成44年3月末までに拠出する特例業務負担金の平成18年3月現在における将来見込額は、78,011千円となっております。

なお、当年度拠出した特例業務負担金は、法定福利費(人件費)に含めて計上しております。

7 税効果会計に関する注記

1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|------------------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額否認 | 63千円 |
| 退職給与引当金繰入額否認 | 24,711千円 |
| 未払事業税否認 | 1,689千円 |
| その他 | 17,406千円 |
| 繰延税金資産小計 | 43,870千円 |
| 評価性引当金額 | 10千円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 43,880千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 株式等評価差額金 | 32千円 |
| 繰延税金負債合計(B) | 32千円 |
| 繰延税金資産の純額(A)-(B) | 43,848千円 |

2) 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

| | | |
|-----------------|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | | 31.07% |
| 調 整 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 6.27% |
| | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.61% |
| | 住民税均等割等 | 0.08% |
| | 所得税額控除等 | 1.04% |
| | 繰延税金資産不計上(評価性引当額)等 | 2.15% |
| | その他 | 1.20% |
| 税効果適用後の法人税等の負担率 | | 32.43% |

8 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象はありません。

9 その他の注記

1) 受託資金残高 368,866千円

2) 農協法施行令第3条の3に規定する他への資金運用額 0千円

